

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（平成22年3月30日規則第11号）の規定に基づき、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、南海トラフ地震等の発生における家具等の転倒防止、収納物の落下防止、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置、及びその他市長が必要と認める対策（以下「家具転倒防止対策等」という。）を講じる世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象世帯)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

土佐清水市に住所を有し、現に居住している者であること

市税及び高知県税を滞納していない者であること

2 別表に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）が自ら居住する住宅の家具転倒防止対策等のための金具の取付及び購入に要する費用とする。

2 ガラスの飛散防止については、既存ガラスの種別に合わせガラス等の飛散の恐れがないものでないこと及び、飛散防止フィルムが日本産業規格の建築ガラス用フィルム（JISA5759）のガラス飛散防止性能（記号A、記号B）を満足するものであること。

3 感震ブレーカーの設置については、地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもりの落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等、地震時、もしくは地震後の通電による電気火災の抑止のため有効に作動する機器（それを内蔵する機器も含む。）であること及び、感震ブレーカーを地震時の電気火災の抑止のため有効に作動するよう設置を行うものであること。

(補助金の額)

第5条 補助対象経費に対する補助金の額は、1世帯あたりの上限を20,000円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(取付依頼事業者)

第6条 補助対象者は、家具転倒防止対策等の取付作業を事業者に依頼する場合は、大工等の技能者及び市が実施する講習を受けた事業者等の市長が認めた事業者が行うものとする。

(補助事業の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 家具転倒防止対策等の見積書(内訳が分かるもの)
- (2) 市税等及び高知県税を滞納していない者であること。

(補助事業の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助対象としないときは、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、不交付決定の旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第9条 前条第1項の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更する場合等は、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金変更申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その変更内容を審査し、適当と認めるときは、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金変更決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金完了実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 家具転倒防止対策等に要した経費内訳が確認できる領収書(写し)
- (2) 家具転倒防止対策等の実施前後の写真

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が当該補助事業の内容に適合すると認めたときは、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に補助金確定の旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条の規定により、補助金確定の通知を受けた者は、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付請求書(様式第8号)により市長に補助金の支払いを請求するものとする。

2 代理請求及び代理受領を行う場合は、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付請求

書（様式第8号）と代理請求及び代理受領委任状（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は、第2項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

（書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

（3）補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

（4）補助事業を中止又は廃止したとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（免責）

第16条 この要綱により家具転倒防止対策等で対策された家具が地震等により被害を受けても市はその責を負わないものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- | |
|--|
| <p>(1) 暴力団(土佐清水市暴力団排除条例(平成22年条例第31号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第1号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であるとき。</p> <p>(2) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。</p> <p>(3) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(4) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。</p> <p>(9) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> |
|--|

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名
電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付申請書

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の事業について補助金の交付を申請します。

なお、この手続における必要な関係資料（市税等の完納状況）等の調査をすることに同意します。

記

- 1 補助申請額 金 円
※補助金上限額 20,000円（1,000円未満は切り捨て）

2 家具転倒防止対策等の概要

(1) 対策事業内訳(対象経費)

内容	金額
金具購入費	円
金具取付費	円
合計	円

3 建物所有者の同意（占有者と所有者が違う場合）

上記申請により金具等を壁、床等に取り付け、家具転倒を防止する対策を実施することを承認します。※自筆もしくは押印をお願いします。 建物所有者 住所 氏名

(添付書類)

- (1) 対策事業費見積書（内訳が記載されているものに限る。）
(2) 高知県税の滞納していないことを証明する書類

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業については、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 承認の条件 土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金については、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

1 不交付決定の理由

土佐清水市長 様

〒
住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金変更申請書

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

対策事業の変更の内容	
変更の理由	
変更後の対策事業費	
変更後の交付申請額	

（添付書類）

- ・ 対策事業の変更の内容についての根拠書類

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金については、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

対策事業の変更の内容	
変更の理由	
変更後の対策事業費	
変更後の交付決定額	

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金について、補助事業が完了したので、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 家具転倒防止対策等に要した経費内訳（金具購入費・取付費）が確認できる領収書（写し）
代理受領制度を活用する場合は補助金額を差し引いた領収書等
- (2) 家具転倒防止対策等の実施前後の写真

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金については、検査の結果、補助事業の内容に適合しているので、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金額（確定） 金 円

年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金について、土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フリガナ		
	口座名義		
2	金融機関名	(支店名)	
3	口座の種類及び番号	普通 ・ 当座	No.

年 月 日

土佐清水市長 様

代理請求及び代理受領委任状

私は、 年 月 日付け 第 号で補助金の確定を受けた土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金（金 円）にかかる請求及び受領については次のとおり委任します。

記

委任者（補助金申請者）

住 所

氏 名

印

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（業者）

住 所

会 社 名

代表者名

印

（お願い）

- ・ 委任者の方へ

この委任状は、補助金確定後に受任者へお渡してください。

- ・ 受任者の方へ

この委任状は補助金を請求する際に必ず必要となりますので必要事項を記入・押印のうえ、「補助金交付請求書」と併せて提出してください。

様

土佐清水市長

土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので土佐清水市家具転倒防止対策等事業費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付決定取消額 金 円
- 3 取消し理由